

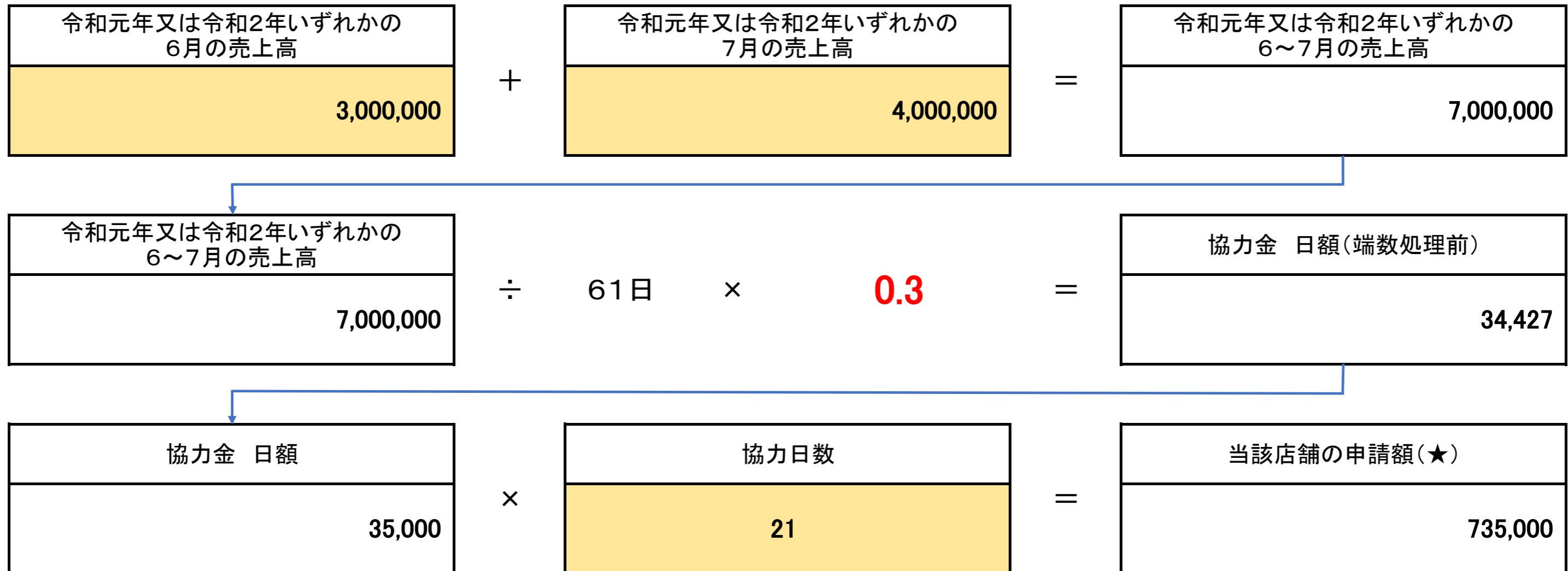
【売上高方式（措置区域外の飲食店用）】算定様式 ※中小企業・個人事業主のみ選択可

記入例

（単位：円）

※売上高は消費税及び地方消費税を除きます。

※売上高はテイクアウト、デリバリー及び飲食業に合わせて行う物品販売にかかるものを除きます。



上限額: 7.5万円  
(千円未満の端数は千円単位に切上)

【さいたま市、川口市の皆様】

この算定様式はまん延防止等重点措置の措置区域外の飲食店が使用する算定様式のため、**使用しないでください。**

【その他の市町村の皆様】

この算定様式により計算してください。